

平成31年第1回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市



## 目 次

|        |  |      |
|--------|--|------|
| 議案第1号  | 八千代市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例の制定について                               | 1 頁  |
| 議案第2号  | 八千代市森林環境譲与税基金条例の制定について   | 3 頁  |
| 議案第3号  | 八千代市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について                                 | 5 頁  |
| 議案第4号  | 八千代市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について                                      | 7 頁  |
| 議案第5号  | 八千代市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について                                    | 9 頁  |
| 議案第6号  | 八千代市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について                                      | 13 頁 |
| 議案第7号  | 八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について                          | 15 頁 |
| 議案第8号  | 八千代市一般職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について                             | 17 頁 |
| 議案第9号  | 八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について                                       | 21 頁 |
| 議案第10号 | 八千代市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について                                    | 25 頁 |
| 議案第11号 | 八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                     | 27 頁 |
| 議案第12号 | 八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 29 頁 |
| 議案第13号 | 八千代市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について                                    | 31 頁 |
| 議案第14号 | 八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に                 |      |

|        |   |     |
|--------|---|-----|
|        | ついて                                       | 33頁 |
| 議案第15号 | 八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 35頁 |
| 議案第16号 | 八千代市児童会館条例の一部を改正する条例の制定について               | 37頁 |
| 議案第17号 | 八千代市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について             | 39頁 |
| 議案第18号 | 八千代市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について           | 41頁 |
| 議案第19号 | 八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について               | 43頁 |
| 議案第20号 | 平成30年度八千代市一般会計補正予算(第8号)                   | 45頁 |
| 議案第21号 | 平成30年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)           | 45頁 |
| 議案第22号 | 平成30年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)             | 45頁 |
| 議案第23号 | 平成30年度八千代市水道事業会計補正予算(第2号)                 | 45頁 |
| 議案第24号 | 平成31年度八千代市一般会計予算                          | 45頁 |
| 議案第25号 | 平成31年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算                  | 45頁 |
| 議案第26号 | 平成31年度八千代市介護保険事業特別会計予算                    | 46頁 |
| 議案第27号 | 平成31年度八千代市墓地事業特別会計予算                      | 46頁 |
| 議案第28号 | 平成31年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算                   | 46頁 |
| 議案第29号 | 平成31年度八千代市水道事業会計予算                        | 46頁 |
| 議案第30号 | 平成31年度八千代市公共下水道事業会計予算                     | 46頁 |
| 議案第31号 | 路線の廃止について                                 | 47頁 |
| 議案第32号 | 路線の認定について                                 | 49頁 |
| 諮問第1号  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                  | 51頁 |

## 議案第1号

八千代市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例の制定について

八千代市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（次条において「八千代市基本構想」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件とすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(議決事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、八千代市基本構想の策定、変更又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

八千代市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件とするため、条例を制定いたしたい。



## 議案第 2 号

八千代市森林環境譲与税基金条例の制定について  
八千代市森林環境譲与税基金条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

### 八千代市森林環境譲与税基金条例

#### (設置)

第 1 条 市は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 号。以下「法」という。）に基づく森林環境譲与税を森林の整備及びその促進に関する施策に必要な経費に充てるため、八千代市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定めるところによる。

#### (管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、これを基金に編入するものとする。

#### (繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第 6 条 基金は、法第 3 4 条第 1 項各号に掲げる施策に必要な経費に充てる場

合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

提案理由

森林環境譲与税基金を設置するため、条例を制定いたしたい。



## 議案第 3 号

八千代市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例  
八千代市行政不服審査法施行条例（平成 2 7 年八千代市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 7 月 1 日から施行する。

### 提案理由

工業標準化法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



## 議案第4号

八千代市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

八千代市長 服 部 友 則

### 八千代市情報公開条例の一部を改正する条例

八千代市情報公開条例（平成12年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「から」の次に「起算して」を加える。

第13条中「から」の次に「起算して」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第16条中第2項及び第3項を削り、第4項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

第16条中第4項を第2項とする。

第19条の2第1項中「決定又は」を削る。

第22条第1項中「第19条」を「第19条の2第1項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第12条第1項及び第13条の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示請求から適用し、同日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

提案理由

開示決定等の起算日を見直す等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 5 号

八千代市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 19 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市個人情報保護条例の一部を改正する条例

八千代市個人情報保護条例（平成 10 年八千代市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条中第 8 号を第 10 号とし、第 5 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 4 号を削り、第 3 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 公文書 八千代市情報公開条例（平成 12 年八千代市条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。

第 2 条中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第7条第1項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 個人情報に要配慮個人情報が含まれているときは、その旨

第8条第3項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第15条の見出しを「(個人情報の開示義務)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

第16条中「前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる個人情報」を「不開示情報」に、「, 開示しないことができる個人情報」を「, 不開示情報」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(裁量的開示)

第16条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報(第15条第1号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第16条の3 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第18条から第20条までの規定中「第28条」を「第29条」に改める。

第20条に次の1項を加える。

4 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるとき、又は前項の規定による書類の提出若しくは提示がないとき、若しくはその内容に不備があると認めるときは、当該請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該請求

をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第21条第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第27条の6第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第31条の見出し中「出資法人」を「出資等法人」に改め、同条中「をする」を「その他財政支出等を行う」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正後の八千代市個人情報保護条例第2条第3号に規定する要配慮個人情報（改正前の同条例第8条第3項に規定する個人情報を除く。）を取り扱う事務であって同条例第7条第1項に規定する個人情報取扱事務に該当するものを行っている実施機関は、この条例の施行後遅滞なく、実施機関の定めるところにより、同項に規定する登録簿に当該要配慮個人情報の項目を登録しなければならない。

#### 提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正等のため、条例を改正いたしたい。





## 議案第 6 号

八千代市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 19 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市職員定数条例の一部を改正する条例

八千代市職員定数条例（昭和 29 年八千代市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

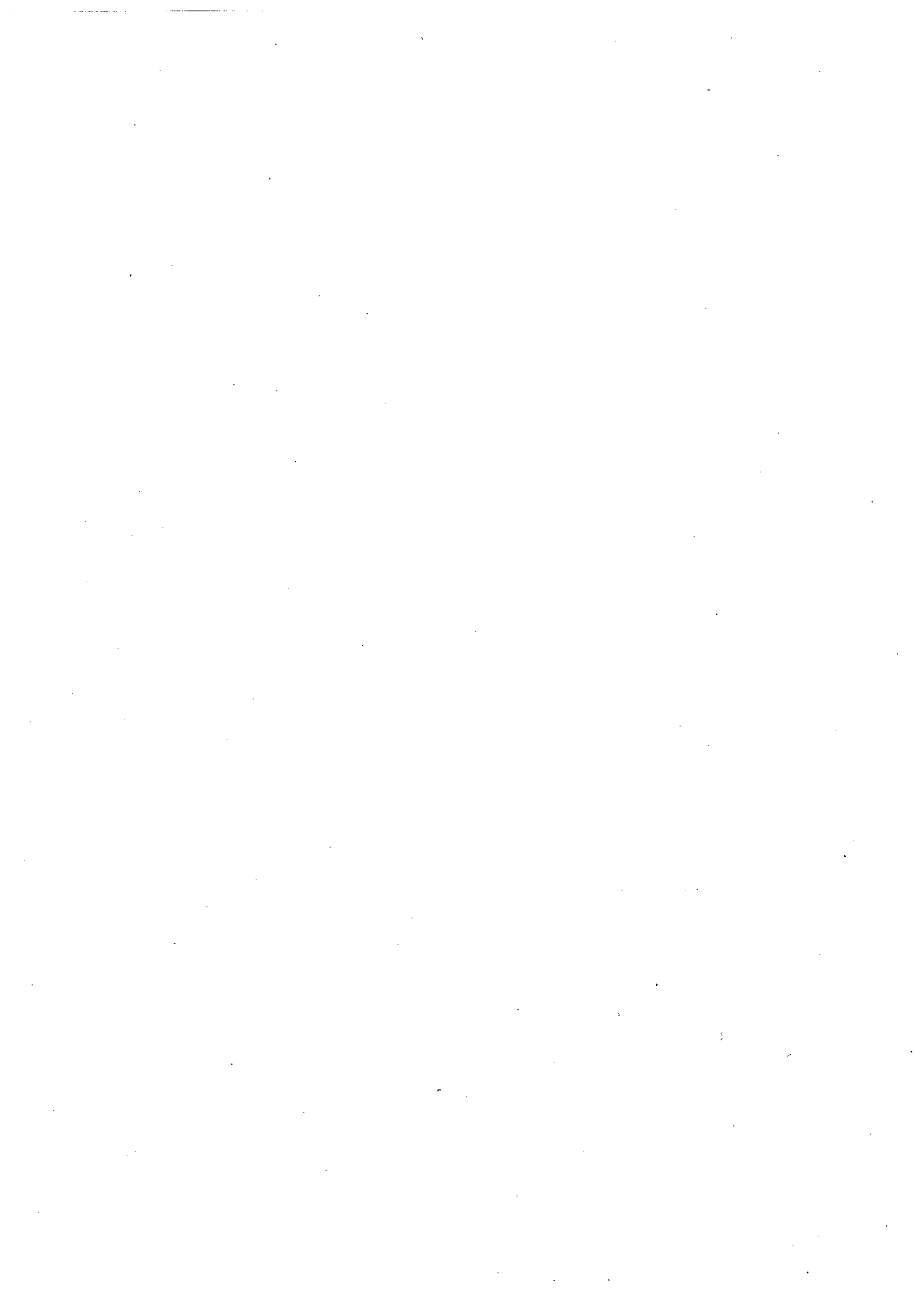
別表市長の事務部局の職員の項中「949人」を「896人」に改め、同表教育委員会事務部局及び教育機関の職員の項中「117」を「170」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

組織改正に伴い、市長の事務部局並びに教育委員会事務部局及び教育機関の職員定数を改定するため、条例を改正いたしたい。



議案第7号

八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を次  
のように制定する。

平成31年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例  
八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例（平成25年八千代市条例  
第31号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成30年4月1日」を「平成31年4月1日」に、「平  
成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同項第4号中「1  
00分の6」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の7」を「  
100分の8.5」に改める。

第4条第1項第1号中「100分の6」を「100分の8」に改め、同項第  
2号中「100分の7」を「100分の8.5」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における一般職員の  
給料の特例を定めるため、条例を改正いたしたい。



議案第 8 号

八千代市一般職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定  
について

八千代市一般職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

平成 31 年 2 月 19 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市一般職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

八千代市一般職員の特殊勤務手当支給条例（昭和 49 年八千代市条例第 40  
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とする。

第 3 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 滞納処分手当

第 3 条第 1 項第 3 号を削り、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 滞納処分手当は、市税の賦課又は徴収の事務に従事する職員が市税の滞納  
整理、犯則事件の調査又は滞納処分の執行のため出張し、これらの業務に従  
事したとき（滞納整理にあつては、滞納者と交渉したときに限る。）及び国  
民健康保険料の賦課又は徴収の事務に従事する職員が国民健康保険料の滞納  
整理又は滞納処分の執行のため出張し、これらの業務に従事したとき（滞納  
整理にあつては、滞納者と交渉したときに限る。）に支給する。

第 3 条第 4 項を削る。

第 8 条第 2 項第 3 号を削る。

第 9 条から第 11 条までを次のように改める。

（特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第 9 条 特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとお  
りとする。

(1) 守衛業務手当

(2) 建築主事業務手当

2 守衛業務手当は、職員が守衛の業務に常時従事したときに支給する。

3 建築主事業務手当は、建築主事が建築確認等の業務に従事したときに支給する。

(特殊勤務手当の額)

第10条 第3条から前条までに規定する特殊勤務手当の額は、別表に掲げるとおりとする。

(支給制限)

第11条 この条例において、日額で支給される特殊勤務手当について1日のうち勤務に従事した時間が合算して4時間に満たない場合は、支給額を減額し支給する。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

別表1 困難な業務に従事する職員の特殊勤務手当の部を次のように改める。

|                       |        |    |          |
|-----------------------|--------|----|----------|
| 1 困難な業務に従事する職員の特殊勤務手当 | 滞納処分手当 | 日額 | 円<br>290 |
|                       | 買収交渉手当 | 日額 | 330      |

別表2 危険な業務に従事する職員の特殊勤務手当の部消防活動手当の款中

「

|     |
|-----|
| 510 |
| 150 |
| 150 |
| 200 |

を

」

「

|     |
|-----|
| 460 |
| 190 |
| 240 |
| 290 |

に改め、同部機関運転手当の款中「350」を「240」

」

に、「250」を「160」に改め、同部高所作業手当の款中「150」を「260」に改め、同部災害出動手当の款中「2,300」を「940」に改め、同表3行旅死病人取扱の業務に従事する職員の特殊勤務手当の部中「3,000」を「2,910」に、「1,000」を「1,950」に改め、同表4社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当の部中「月額」を「日額」に、「2,800」を「140」に、「3,500」を「170」に、「3,200」を「160」に改め、同表5保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当の部中「250」を「370」に、「月額」を「日額」に、「2,600」を「130」に改め、同表6不快な業務に従事する職員の特殊勤務手当の部を次のように改める。

|                       |            |                      |    |     |
|-----------------------|------------|----------------------|----|-----|
| 6 不快な業務に従事する職員の特殊勤務手当 | 清掃業務手当     | 第8条第2項第1号の業務に従事したとき。 | 日額 | 450 |
|                       |            | 第8条第2項第2号の作業に従事したとき。 | 日額 | 450 |
|                       | 動物死体処理作業手当 |                      | 1回 | 400 |

別表7特殊技能職員の特殊勤務手当の部を削り、同表8特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当の部を次のように改める。

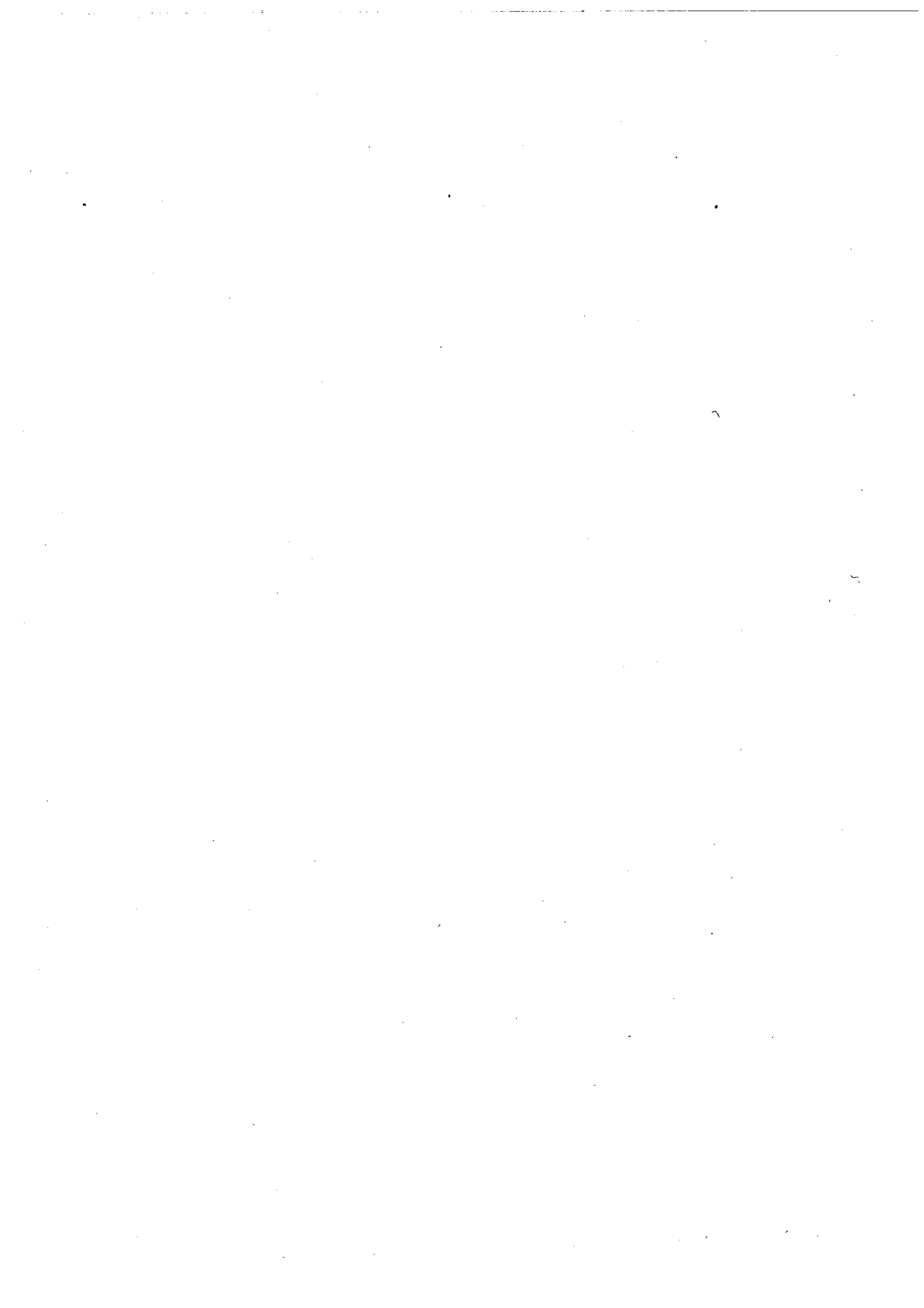
|                       |          |    |     |
|-----------------------|----------|----|-----|
| 7 特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当 | 守衛業務手当   | 日額 | 110 |
|                       | 建築主事業務手当 | 日額 | 250 |

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### 提案理由

特殊勤務手当の見直しをし、その適正化を図るため、条例を改正いたしたい。





議案第9号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

八千代市手数料条例（平成12年八千代市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第35号の表、同条第36号の表、同条第38号の表及び同条第39号の表中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同条第41号の表中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査の項の次に次の2項を加える。

|                                       |                    |                |
|---------------------------------------|--------------------|----------------|
| 建築基準法第48条第16項第1号の規定による建築等の許可の申請に対する審査 | 用途地域における建築等許可申請手数料 | 1件につき 120,000円 |
| 建築基準法第48条第16項第2号の規定による建築等の許可の申請に対する審査 | 用途地域における建築等許可申請手数料 | 1件につき 140,000円 |

第2条第41号の表建築基準法第53条第4項の規定による建築物の建ぺい率に関する制限の特例の許可の申請に対する審査の項中「第53条第4項」を「第53条第4項又は第5項」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表建築基準法第53条第5項第3号の規定による建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表建築基準法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率，建ぺい率，建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の項及び建築基準法第60条の2第1項第3号の規定による建築物の容積率，建ぺい率，建築面積又は高さに関する特例の許可の申請に対する審査の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表建築基準法第67条の3第3項第2号の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査の項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同表建築基準法第67条の3第5項第2号の規定による建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の項中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同表建築基準法第67条の3第9項第2号の規定による建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表建築基準法第68条の3第1項の規定による建築物の容積率，同条第2項の規定による建築物の建ぺい率又は同条第3項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の項，建築基準法第68条の5の6の規定による建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査の項及び建築基準法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率，建ぺい率，外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表建築基準法第86条の8第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査の項中「分けて」の次に「増築等を含む」を加え、同表建築基準法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査の項中「第86条の8第3項」の次に「（第87条の2第2項にお

いて準用する場合を含む。)」を加え、同項の次に次の3項を加える。

|   |  |                       |
|---|--|-----------------------|
| <p>建築基準法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査</p> | <p>既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定申請手数料</p> | <p>1件につき 120,000円</p> |
| <p>建築基準法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査</p>                      | <p>建築の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料</p>           | <p>1件につき 120,000円</p> |
| <p>建築基準法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査</p>                      | <p>建築の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料</p>           | <p>1件につき 160,000円</p> |

附 則

(施行期日)

- この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、第2条第41号の表中建築基準法第53条第4項の規定による建築物の建ぺい率に関する制限の特例の許可の申請に対する審査の項の改正規定（「建ぺい率」を「建蔽率」に改める部分に限る。）、建築基準法第53条第5項第3号の規定による建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の項の改正規定（「建

ぺい率」を「建蔽率」に改める部分に限る。) , 建築基準法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率, 建ぺい率, 建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の項の改正規定, 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定による建築物の容積率, 建ぺい率, 建築面積又は高さに関する特例の許可の申請に対する審査の項の改正規定, 建築基準法第68条の3第1項の規定による建築物の容積率, 同条第2項の規定による建築物の建ぺい率又は同条第3項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の項の改正規定, 建築基準法第68条の5の6の規定による建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査の項の改正規定及び建築基準法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率, 建ぺい率, 外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の項の改正規定は, 公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第2条第41号の規定は, この条例の施行の日以後にされる申請に基づく事務について徴収する手数料について適用する。

#### 提案理由

建築基準法の一部改正に伴い, 建築の認定及び許可に係る申請手数料を定める等のため, 条例を改正いたしたい。

議案第10号

八千代市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市土地開発基金条例の一部を改正する条例

八千代市土地開発基金条例（昭和44年八千代市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「必要」を「市長は、必要」に、「をする」を「、又はその一部を取り崩す」に改め、同条第3項中「積み立てが行なわれた」を「積立て又は取崩しが行われた」に、「積み立て額相当額増加する」を「積立額相当額を増加し、又は取崩額相当額を減少する」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

土地開発基金の一部を取り崩すため、条例を改正いたしたい。



議案第11号

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年八千代市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「187, 340人」を「188, 540人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

八千代市印旛沼流域関連公共下水道事業計画の変更により、公共下水道事業の排水人口を変更するため、条例を改正いたしたい。





議案第12号

八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成24年八千代市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号中「による」を「に基づく」に改め、同条第3号中「による」を「に基づく」に改め、「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第4号中「による」を「に基づく」に改め、同条第6号中「による」を「に基づく」に、「終了した」を「修了した」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第4号中「修めて卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

提案理由

学校教育法の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第13号

八千代市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市水道事業給水条例の一部を改正する条例

八千代市水道事業給水条例（平成9年八千代市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「，」を「」に改め，同条に次の1項を加える。

- 2 この条例において「消費税等相当額」とは，消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この項において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

第23条第1項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額を加えた」に改め，同条第2項の表中「490円」を「600円」に，「1,370円」を「1,220円」に，「2,320円」を「1,810円」に，「3,600円」を「2,830円」に，「7,400円」を「4,830円」に，「12,700円」を「10,150円」に，「33,800円」を，「19,790円」に，「68,600円」を「33,270円」に，「185,000円」を「77,530円」に，

「

|             |             |
|-------------|-------------|
| 200ミリメートル   | 383,000円    |
| 250ミリメートル以上 | 管理者が別に定める金額 |

」

を

「

200ミリメートル以上

管理者が別に定める金額

に、同条第3項の表専用の部一般用の項中「40円」を「60円」に、「75円」を「100円」に、「145円」を「155円」に、「350円」を「330円」に改める。

第31条第3項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額を加えた」に改める。

第32条第2項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額を加えた」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附則第3項中「基づき行われた行為」の次に「（旧条例附則第3項の規定に基づき行われたものを除く。）」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第23条第2項及び第3項並びに附則第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日から施行日以後に引き続く使用者の当該施行日以後最初に算定する使用水量に係る水道料金は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。

#### 提案理由

水道料金の額を改定する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第14号

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年八千代市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第5号中「者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同  
法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を  
改正いたしたい。



## 議案第15号

八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する  
条例

八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成9年八千代市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「7月」を「9月」に改め、同条第2項中「震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の7月までの医療費等助成金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第12条第1項に該当するときは」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年10月1日以後に改正前の八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第4条第2項の規定の適用を受けた者は、改正後の八千代

市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第4条第2項の規定の適用を受けた者とみなす。

#### 提案理由

千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部改正等に伴い、受給資格者等の所得について前々年の所得を確認する申請月を変更する等のため、条例を改正いたしたい。



議案第16号

八千代市児童会館条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市児童会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市児童会館条例の一部を改正する条例  
八千代市児童会館条例（昭和48年八千代市条例第8号）の一部を次のよう  
に改正する。

第3条の表中八千代市高津児童会館の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

高津児童会館の廃止に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第17号

八千代市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市社会教育委員条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市社会教育委員条例の一部を改正する条例

八千代市社会教育委員条例（昭和36年八千代市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員のうちから委員長及び副委員長を互選する。

2 委員長は、委員を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この条例による改正後の八千代市社会教育委員条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項の規定により委員長が互選される前に招集される八千代市社会教育委員の会議は、改正後の条例第6条第1項の規定にかかわ

らず、八千代市教育委員会が招集する。

(八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和49年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3 社会教育委員協議会の項を削り、同表に次のように加える。

|        |     |       |
|--------|-----|-------|
| 社会教育委員 | 委員長 | 7,500 |
|        | 委員  | 7,000 |

#### 提案理由

社会教育委員を附属機関に位置付ける等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 18 号

八千代市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市教育センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 19 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市教育センター設置条例の一部を改正する条例  
八千代市教育センター設置条例（昭和 44 年八千代市条例第 27 号）の一部  
を次のように改正する。

第 2 条の表中「八千代市大和田 250 番地の 1」を「八千代市ゆりのき台 6  
丁目 20 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

教育センターの移転に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第19号

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例

八千代市火災予防条例（昭和48年八千代市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第50条」に、「第50条・第51条」を「第51条・第52条」に改める。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第51条を第52条とし、第50条を第51条とし、第49条を第50条とし、第48条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第49条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が、法又はこれに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

提案理由

消防法令に重大な違反のある防火対象物を公表する等のため、条例を改正いたしたい。



議案第 20 号 平成 30 年度八千代市一般会計補正予算 (第 8 号)

議案第 21 号 平成 30 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 22 号 平成 30 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 23 号 平成 30 年度八千代市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

議案第 24 号 平成 31 年度八千代市一般会計予算

議案第 25 号 平成 31 年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 26 号 平成 31 年度八千代市介護保険事業特別会計予算

議案第 27 号 平成 31 年度八千代市墓地事業特別会計予算

議案第 28 号 平成 31 年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 29 号 平成 31 年度八千代市水道事業会計予算

議案第 30 号 平成 31 年度八千代市公共下水道事業会計予算

議案第 31 号

路線の廃止について

市は、次の路線を廃止する。

平成 31 年 2 月 19 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

| 整理<br>番号 | 路線名           | 起<br>点<br>(地番地先)  | 終<br>点<br>(地番地先)  | 重要な経過地<br>(地番地先) | 備考 |
|----------|---------------|-------------------|-------------------|------------------|----|
| 120026   | 八千代台南<br>26号線 | 八千代台南二丁目<br>21番 1 | 八千代台南二丁目<br>15番 1 |                  |    |

提案理由

開発行為による道路用地の相互帰属に供するため、市道路線を廃止いたしたい。



議案第 3 2 号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

| 整理<br>番号 | 路線名           | 起<br>点<br>(地番地先)    | 終<br>点<br>(地番地先)     | 重要な経過地<br>(地番地先) | 備考 |
|----------|---------------|---------------------|----------------------|------------------|----|
| 120075   | 八千代台南<br>75号線 | 八千代台南二丁目<br>21番 1   | 八千代台南二丁目<br>15番 1    |                  |    |
| 120076   | 八千代台南<br>76号線 | 八千代台南二丁目<br>21番 1   | 八千代台南二丁目<br>14番 2    |                  |    |
| 140102   | 八千代台東<br>大和田線 | 八千代台東五丁目<br>286番 10 | 大和田字小板橋道<br>1006番 2  |                  |    |
| 400484   | 緑が丘西<br>119号線 | 緑が丘西<br>4丁目1番 27    | 緑が丘西<br>4丁目1番 29     |                  |    |
| 500180   | 島田台<br>34号線   | 島田台字東桑橋台<br>741番 97 | 島田台字東桑橋台<br>741番 112 |                  |    |
| 700559   | 村上<br>上高野線    | 村上字込ノ内<br>1741番 8   | 上高野字細田台<br>1537番 25  |                  |    |
| 700560   | 上高野<br>195号線  | 上高野字大野<br>1304番 44  | 上高野字大野<br>1304番 39   |                  |    |

提案理由、

八千代都市計画道路事業により築造する道路、開発行為により築造及び築造予定である道路を市道路線として認定いたしたい。



諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成31年2月19日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 三橋洋子  
住所 千葉県八千代市八千代台北

